

令和 7 年度

第1号



令和7年4月22日発行
東京都立白鷺特別支援学校長
川上尊志

しらさぎ進路通信

桜の花もあつという間に散ってしまい、新緑の季節となりました。新学期がスタートし、早くも2週間が経ちました。新学期を迎えた2年生と3年生、そして元気に入學してきた1年生は意欲的に各授業や活動に取り組み始めました。今年度も、御家庭としっかりスクラムを組み、一人一人の生徒に丁寧に指導・支援していきます。今年度も様々に行われる進路活動に御理解、御協力をお願いいたします。

進路指導部では今年度も「しらさぎ進路通信」を発行し、各学年の進路行事の報告や、江戸川区内外の事業所に関わる情報、雇用や福祉制度に関する情報をお伝えしていきます。進路決定に向けての一助になれば幸いです。本号では、江戸川区から情報提供された資料とともに、高等部卒業後の進路について確認していきたいと思ひます。また2・3年生については、実習説明会の資料も御一読ください。

◆令和 6 年度卒業生進路先（3月31日現在）

<福祉就労施設>

就労移行支援	9名	就労継続支援A型	4名	就労継続支援B型	14名
自立訓練	3名	生活介護	18名	その他	5名

<一般企業就労職種>

事務系職種	3名	製造作業	1名	物流部門諸作業	4名	小売販売・店舗	0名
サービス（清掃等）	11名	飲食厨房	4名	その他	1名		

〔 今年度の進路指導部 〕 ～よろしくお願ひいたします！～



<1年生>

主任	金山 哲夫
	瀬畑 悠

<2年生>

専任	久保田 丞
	石橋 和樹

<3年生>

副主任	原 正佳
専任	田口 志麻

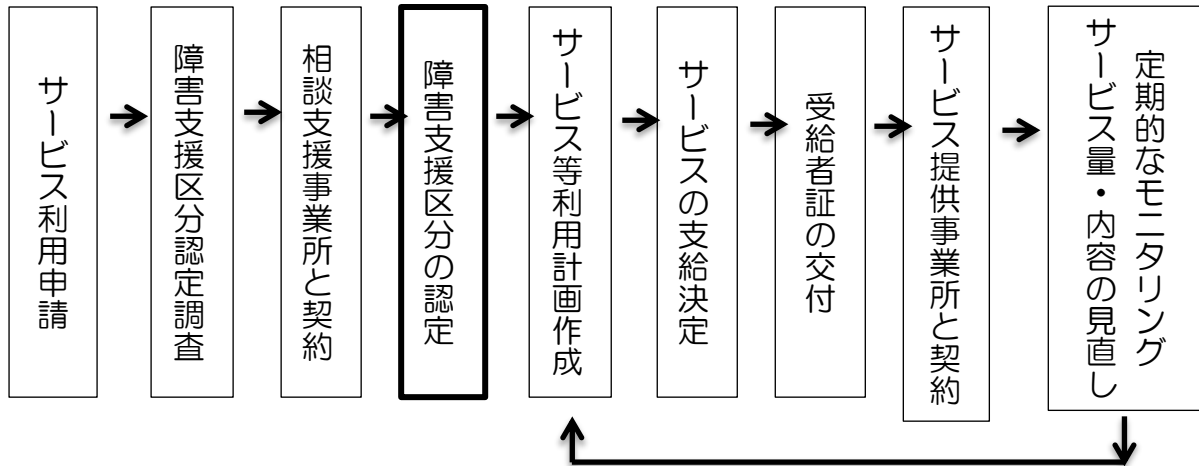
〔 福祉事業所の見学について 〕

福祉事業所等の見学を希望する場合は、それぞれの事業所へ見学予約の連絡をする前に、学級担任まで御連絡ください。尚、事業所における現場実習については、学校の授業の一環で行いますので事業所に直接個別に相談することは御遠慮ください。

〈福祉就労〉

福祉サービス利用の流れと、区分認定について

〈一般的な流れ〉 区ホームページより引用



* サービスの利用申請後、福祉課の認定調査を受け、サービス利用の手続きを開始します。
 基本的には、誕生日頃に見直しを行い、受給者証の発行をすることで継続利用を行います。
 〈3年生の区分認定について〉

1 卒業後、すぐに就労継続支援 B 型事業所を利用したい方

在学中に「就労アセスメント」を実施する。暫定的に「成人の受給者証」を発行し、3年の夏休み頃を中心に、就労移行支援事業所にて3日間実施します。

※2年生、1年生については今年度10月から制度が変わるため、区の方針が決まり次第、お知らせします。

2 卒業後、生活介護事業所を利用したい方

生活介護を利用するには区分3以上が必要です。

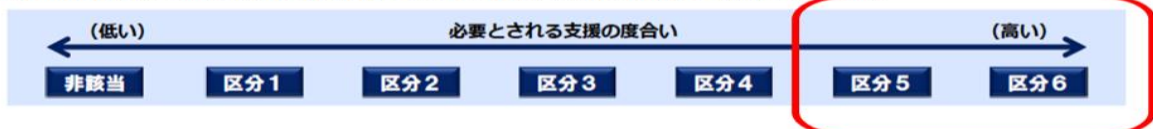
区立生活介護事業所は、障害支援区分5または6の方が対象です。(区分5・6の方は、民間事業所も希望できます。)

Ⅱ期の実習前に区分を出すため、7月頃までに認定調査を実施します。

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



現在児童の福祉サービスを利用している方も、認定調査を実施します。基本的には区役所にて行いますが、場合によっては家庭訪問での調査を実施します。3年生の就労アセスメント対象者・生活介護事業所希望者については、区の福祉部障害者福祉課より認定調査についてお知らせが来ます。(福祉サービスを利用している4月～7月生まれの方はすでに調査が始まっている場合もあります。)

障害支援区分の認定方法（参考資料）

①江戸川区障害者福祉課 愛の手帳相談係の担当者が認定調査（80項目の聞き取り調査）を行います。＊この段階では、まだ区分は出ません。

②認定調査の結果に医師意見書等を加え、審査会等を経て、障害支援区分が決定します。

＊通常区分が出る時期

既に福祉サービスを利用している方は誕生日頃。

福祉サービスを利用していない方は、2月頃までに認定調査を実施。

（就労移行支援事業所・就労継続支援 A 型事業所等と契約する場合等。）

☆生活介護事業所利用希望者は、7月頃までに実施します。対象家庭には区より通知されるので、日程調整は御家庭で対応いただきます。認定調査の日程が決まりましたら、連絡帳等で担任にお知らせください。

御家庭ごとに医師意見書や、相談支援事業所との契約等、必要な手続きが異なります。福祉課のケースワーカーの方に確認の上、御対応ください。

＊福祉サービスを利用していない方、福祉サービスを利用しているも誕生日が8月以降の方は審査会を経ていないので、正式に区分を出すまでの参考数値となります。

主な福祉サービスの種類による必要手続きの違い

介護給付	生活介護	①認定調査 ②サービス等利用計画
	短期入所（ショートステイ）	③医師意見書 ＊1
	行動援護	→審査会を経て区分を出す。
訓練等給付	就労移行支援	①認定調査 ②サービス等利用計画
	就労継続支援 A 型	（区分不要の為、医師意見書不要） ＊2
	就労継続支援 B 型	

＊1 3年生は暫定的に対応している部分もあるため、誕生日等により、医師意見書を提出する時期・相談支援事業所と契約するタイミングは個々に異なる場合があります。

＊2 就労継続支援 B 型希望者であっても、短期入所や行動援護など、他の福祉サービスの利用状況によっては医師意見書が必要となります。

＊1 ＊2とも、個々に対応が異なりますので、地区担当ケースワーカーに御相談ください。

〈 企業就労 〉

障害者雇用の民間企業での法定雇用率は、2.5%です。今後、さらにパーセンテージが上がります。これにより、今まで対象とならなかった中小企業での雇用の促進・大企業での更なる雇用の拡大が予想されていますが、かなり高い就労準備性を求める企業が増えています。



特別支援学校 卒業後の主な進路先

障害福祉サービス	生活介護	日常生活全般に介護を必要とする方に、日中活動・(入浴)・排泄食事の介護などを行うとともに、生産活動の場を提供する。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 *利用期限有り。(原則1年、必要に応じて1年を上限に延長可能)
	就労継続支援 A型：雇用型 B型：非雇用型	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。 A型：雇用契約を結び、給料をもらい働く。短時間雇用や、精神障害の方が中心の事業所もある。 B型：雇用契約は結ばず、工賃をもらい働く。知的障害の方にわかりやすい作業内容を設定している事業所が多い。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識、および能力の向上のために必要な訓練を行う。 *利用期限有り。 (原則2年、必要に応じて更に1年を上限に延長可能。)
東京都立 職業能力 開発センター	職業訓練を実施。 *利用期限有り(1年)利用にあたり試験有。実務作業科という知的障害のある方向けのカリキュラムが、城南・足立・板橋・小平に設置されている。	
企業	愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を活用し、障害者雇用枠で働き、給料をいただく。パート・アルバイト・嘱託社員・契約社員・正社員等の働き方がある。一般企業と特例子会社がある。	

生活面の主な福祉サービス

居宅支援	自宅で、入浴、排泄、食事の介護および家事のお手伝いを受けられる。また、通院するときや、区役所等への申請、相談に行く場合に移動の介助等を受けられる。
移動支援	移動が困難な方に、買い物同行、散歩など、外出時の支援を受けられる。
地域活動支援 センター	I型：専門職員による相談支援。活動の場を提供し、交流促進などの支援を受けられる。 II型：就労が困難な方が活動、交流、入浴サービスなどの支援を受けられる。 III型：主に精神障害がある方に、活動の場を提供し、社会との交流促進などの支援を行う。
日中一時支援 (日帰りショート)	日中活動の場を提供し、見守り、社会適応のための訓練などを行い、家族の一時的な休息の支援を受けられる。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の時などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事などの介護を受けられる。

卒業後の主な生活支援

グループホーム	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や入浴、排泄、食事の介護などを受けられる。
宿泊型自立訓練 (通勤寮)	日中、一般企業や障害福祉サービスを利用している方に対し、地域移行に向けて一定期間(概ね2年以内)、生活の場を提供し、生活能力向上のための支援、生活に関する相談、助言を受けられる。